# 「トレーダーズ会議」サブスクリプションに関する契約書

はじめに、当方は動画学習コンテンツであり、投資助言は一切致しません。動画の中で、 投資助言に近しい言い回しが合った場合も当方の個人的見解であり、投資助言ではありま せん。そのことを、ご理解、ご承諾頂いた方のみ、ご契約させて頂きます。

スターブル(以下「甲」という。)と 本ユーザー(以下「乙」という。)は、甲が乙に対して提供するトレーダーズ会議(以下「本コンテンツ」という。)に関して、次のとおり契約を締結します。

## 第1条(目的)

1甲は乙に対して、FXトレードの考え方や技術を学習することのみを目的として本コンテンツを提供することとします。

2乙は甲に対して、 本コンテンツを通じて FX トレードの考え方や技術を学習することの みを目的として契約しており、投資に関する助言は一切求めないこととします。

# 第2条(内容)

1本コンテンツにおいて、甲は乙に対して、FXトレードに関する考え方や技術を動画にて提供します。

2本コンテンツにおいて、甲は乙に対してFXトレードに関する考え方や技術を動画にて 提供しますが、その際、甲は、実際の売買指導や投資判断といった投資助言・代理業に該当 する行為は一切行わないものとし、乙から甲に対する投資助言に該当する質問にも回答し ないものとします。

#### 第3条(料金)

1本コンテンツのサブスクリプションの料金は9,800円(税込)とします。

2料金は、実際の本コンテンツ利用の有無にかかわらずお支払いいただきます。

3サブスクリプションの料金は、毎月の応当日から起算する 1 ヶ月間(以下、「単位月間」という。)に対する月額料金を基として、既存のサブスクリプションの利用期間が終了する単位月間までの月額料金を一括してお支払いいただきます。(尚、応当日は契約日とします)4支払済みの料金は返金いたしません。

### 第4条(守秘義務)

1乙は、本コンテンツで学習したFXトレードに関する考え方や技術を、いかなる場合も外部に漏らしてはならないものとします。

2前項に定める乙の守秘義務は、本契約終了後も継続するものとします。

3第4条で定める義務に違反した場合、乙は甲に対して、違約金としての被害相当金額を支払うものとします。

# 第5条 (期間および解約)

1 本契約は、乙が本規約・本契約に同意の上で申込みを行い、甲がこれを承諾した時に成立します。

2本契約は、次のいずれかの事由が生じた時に終了します。

- ・本契約に従って許諾された全てのサブスクリプションの期間が満了した時
- ・本契約が解約または解除された時
- ・不可抗力が発生したことにより、本コンテンツの提供が著しく困難になった時
- 3乙が購入したサブスクリプションは、注文書等に定める利用開始日に有効となり、その注 文書等に定める利用期間中、存続します。

4甲または乙のいずれかから相手方に対して、当該利用期間が終了する 7 日前までに更新 しない旨の通知をしない限り、サブスクリプションの有効期間は 1 か月単位で自動的に更 新され、以後も同様とします。

## 第6条(その他)

1甲は、乙に以下の事由がある場合、何らの催告を要することなく即時に、本契約を解除することができます。

- (1) 乙に、本規約または本契約に対する違反がある場合
- (2) 乙が、強制執行、その他これらに準ずる手続の対象となった場合
- (3) 乙に支払停止が生じた場合、乙が破産手続、民事再生手続等の法的手続の申立ての対象となった場合、または乙が私的整理手続を開始した場合

### 第7条(責任)

1 甲は、乙が本コンテンツの利用に起因して被った損害のうち、逸失利益、間接損害、特別 損害、 偶発的損害または結果的損害については、原因を問わず、また、契約責任、不法行為 責任その他いかなる法的責任に基づくものであるかを問わず、賠償責任を負わないものと します。

#### 第8条(一般条項)

1甲および乙は、それぞれ相手方に対し、以下の事集について表明し保証します。

- (1) 自らが反社会的勢力ではなく、反社会的勢力であったこともないこと
- (2) 反社会的勢力に経営を支配されていないこと
- (3) 反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力との間で資金提供等の関係を有しないこと
- (4) 役員等が反社会的勢力でないこと、および反社会的勢力と交際がないこと

- 2 甲および乙のいずれも、本規約・本契約に基づく自己の権利または義務、相手方の事前の 同意なく、第三者に譲渡することはできません。
- 3本規約および本契約に関連する当事者間の紛争は、甲が指定する地方裁判所の専属的裁判管轄にするものとします。